

深川市立病院訪問看護ステーションみのり運営規程

事業の目的

第1条 事業者が運営する事業所が指定訪問看護及び介護予防訪問看護の事業の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、看護師が利用者に対し、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の療養生活を支援し、心身の機能の維持、回復を目指しサービスを提供することを目的とする。

運営の方針

- 第2条 事業所が実施する事業は、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう配慮し、療養生活の支援及び心身機能の維持回復を目指すものとする。
- 2 事業の実施に当たっては、関係市町、地域の保健、医療や福祉及び介護サービス事業者と密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。
- 3 深川市立病院は、自らその提供する訪問看護の質の評価を行い、常にその改善を図る。

事業所の名称及び所在地

第3条 訪問看護を行う事業所の名称及び所在地は、次の通りとする。

- (1) 名称 深川市立病院訪問看護ステーションみのり
- (2) 所在地 深川市6条6番1号 深川市立病院4階

職員の職種、員数及び職務内容

第4条 ステーションに勤務する職種、員数及び職務内容は次の通りとする。

- (1) 管理者 0.5名 看護師

管理者は、主治医の指示に基づき適切な指定訪問看護が行われるよう必要な管理及び職員の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている指定訪問看護の実施に関し、事業所の職員に対し遵守すべき事項についての指揮命令を行う。但し、管理上支障がない場合は、ステーションの他の職務に従事することができるものとする。

- (2) 看護職員 7.5名 看護師

訪問看護計画書及び報告書を作成し、医師の指示に基づき指定訪問看護等の提供を行う。

営業日及び営業時間

第5条 営業日及び営業時間は深川市職員就業規則に準じて定めるものとする。

- (1) 月曜日～金曜日（土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までは休業）
- (2) 営業時間は午前8：30から午後17：00までとする。

通常の事業の実施区域

第6条 事業の実施区域は深川市、秩父別町、沼田町、妹背牛町、北竜町の1市4町とする。

訪問看護サービスの内容及び提供方法

第7条 事業者は、サービスの提供にあたって利用者の生命、身体及び財産の安全確保に配慮するものとする。

2 事業者は、サービスの実施日において、訪問看護師により利用者の体調及び健康状態からみて必要な場合には、利用者又はその家族からの聴取及び確認のうえでサービスを実施するものとする。

3 サービスの内容は次の通りとする。

- (1) 療養上の世話 清拭、洗髪などの清潔の管理・援助、食事（栄養）及び排泄等の日常生活療養上の世話、ターミナルケア
- (2) 診療の補助 褥瘡処置・予防、カテーテル管理、その他主治医の指示による医療処置
- (3) リハビリテーション
- (4) 認知症利用者の看護
- (5) 家族の支援 家族への療養上の指導・相談、家族の健康管理

利用料等

第8条 サービスに対する利用料等は、「重要事項説明書」に記載する通りとする。なお、この利用料等は、関係法令に基づき定めるものであり、契約期間中にこれが変更になっ

た場合は、関係法令に従って改訂後の金額が適応される。

- 2 利用者は各当該保険法等に規定する厚生労働大臣が定める額を事業者を支払う。但し介護保険で居宅サービス計画書に基づく訪問看護を利用する場合は、介護告示上の指定の額を徴収するが、支給限度額を超えた場合は全額利用者の自己負担となる。
- 3 利用者は、サービスの対価として、前項の額をもとに月ごとに算定された利用者負担額を翌月末日までに事業者を支払う。
- 4 事業者は、提供するサービスのうち、介護保険法及び健康保険法等の関係法令の適用を受けないものがある場合は、特にそのサービスの内容及び利用料金を説明し、利用者の同意を得る。
- 5 事業者は、サービスの利用料及びその他の費用の額を変更しようとする場合は、1カ月前までに利用者に対し文章により通知し、変更の申し出を行うこととする。

緊急時、及び事故発生時における対応方法

第9条 看護師等は訪問看護実施中に利用者の急変、その他緊急事態が生じたときは速やかに主治医へ連絡し医師の指示に従い対応する。また管理者及び登録されている緊急連絡先に連絡する。

- 2 報告を受けた管理者は、職員と連携し主治医への連絡が困難な場合など状況に応じて、医療機関への緊急搬送等必要な措置を講じるとともに、関係機関に報告を行う。
- 3 事業者の提供する訪問看護サービスにおいて事故が発生し、事業所の責にその原因を認められる損害賠償については速やかに対応する。また市町村、介護支援専門員、利用者の家族に連絡を行い、必要な措置を講じる。

個人情報保護

第10条 事業者は、サービスを提供する上で知り得た利用者及びその家族に関する秘密、個人情報については、利用者又はその家族の生命、身体等に危険がある場合等正当な理由がある場合を除いて、契約期間中及び契約終了後も、第三者に漏らさない。

- 2 前項に関わらず、利用者に係る主治医及び他の居宅介護支援事業者等との連携を図るなど、正当な理由がある場合には、その情報が用いられる者の事前の同意を得たうえで利用者又はその家族の個人情報を用いることができるものとする。
- 3 事業者は、事業所の職員が退職後も、在職中に知り得た利用者又はその家族に関する秘

密、個人情報等を漏らすことがないように、必要な措置を講じる。

損害賠償

第11条 事業者は、サービスの提供に伴って事業者の責めに帰すべき事由により、利用者又はその家族の生命、身体、財産に損害を与えた場合は、その損害を賠償する。

2 事業者は、自らの責めに帰すべき事由がない限り、損害賠償を負わない。

以下の各号に該当する場合には、事業者は損害賠償責任を免れる。

- (1) 利用者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行った事に起因して損害が発生した場合。
- (2) 利用者が、サービスの実施にあたって必要な事項に関する聴取及び確認に対して故意にこれを告げず、又は不実の告知を行った事に起因して損害が発生した場合。
- (3) 利用者の急激な体調の変化等、事業者の実施したサービスを原因としない理由に起因して損害が発生した場合。
- (4) 利用者が、事業者の指示及び依頼に反して行った行為に起因して損害が発生した場合。

相談・苦情処理

第12条 事業者は、利用者からの相談、苦情に対する窓口を設置し、事業者が提供したサービスに関する利用者の要望、苦情等に対し、迅速かつ適切に対応する。

訪問看護記録の整備

第13条 事業者は、居宅サービス計画（以下「ケアプラン」という。）や訪問看護指示書、利用者の日常生活の状況及び希望を踏まえ、利用者の同意を得たうえで、訪問看護計画を作成をする。

2 訪問看護計画には、療養上の目標や目標達成のための具体的なサービス内容等を記載する。

3 事業者は、次のいずれかに該当する場合には、第1条に規定するサービスの目的に従い、速やかに関係機関等との連絡調整を行い、訪問看護計画の変更を行う。

- (1) 利用者に係る訪問看護指示書及びケアプランが変更された場合。
- (2) 利用者の心身の状況、その置かれている環境等の変化により、訪問看護計画を変

更する必要がある場合。

(3) 利用者がサービスの内容や提供方法等の変更を希望する場合。

- 4 事業者は、訪問看護計画を作成した後においても、利用者の心身の状況、その置かれている環境、その他の保健医療福祉関係サービス利用状況等を把握し、常に利用者に適したサービスの提供に努める。
- 5 事業所は、利用者に対する指定訪問看護等の提供に関する各号に掲げる記録を整備し、その簡潔の日から5年間保存とする。また、利用者若しくはその代理人の請求に応じてこれを閲覧させ、複写物を交付するものとする。ただし、この場合複写物の実費を請求する。

契約期間

第14条 この契約の期間は、契約締結の日から第17条各号に定める事由により、契約が終了する日までとする。

利用者の解除権

第15条 利用者は、事業者に対する事前の連絡をもって契約の終了日を示し、いつでもこの契約を解除することができる。

事業者の解除権

第16条 事業者は、次の事由が生じた場合は、事前に利用者に対し契約を解除する理由及び契約を解除する日を伝えることをもって、この契約を解除することができる。

- (1) 利用者の著しい不信行為や非協力行為等の事情により、この契約の継続が困難となった場合。
- (2) 利用者が正当な理由なく第7条に定める利用料等を2カ月分以上支払わない場合であって、事業者が1カ月以上の期間を定めて支払いの督促をしても、その期間に支払いがない場合。

契約の終了

第17条 次のいずれかの事由が発生した場合は、この契約は終了するものとする。

- (1) 利用者が第15条の規定により契約を解除したとき。
- (2) 事業者が第16条の規定により契約を解除したとき。

(3) 利用者が医療施設等に入院或いは入所し、3カ月以上経過したとき。ただし、利用者又はその家族から契約継続の申し出があり、かつ、事由発生後1年以内にサービスの再開が見込まれるときは、契約を継続できるものとする。

(4) 利用者が死亡したとき。

(5) 事業者のやむを得ない事情により、サービスの提供が著しく困難になったとき。

苦情対応

第18条 事業者は、利用者からの相談、苦情に対する窓口を設置し、事業者が提供したサービスに関する利用者の要望、苦情等に対し、迅速かつ適切に対応する。

2 前項の苦情を受けた場合には、当該苦情の内容を記録する。

3 事業所は、提供したサービスに関して、市町村等からの質問・照会・文章の提供等に応じ、苦情に関する調査に協力する。なお、道、市町村等からの指導または助言を得た場合はそれに伴い必要な改善を行う。

虐待防止に関する事項

第19条 事業者は、利用者の人権擁護、虐待の発生またはその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

(1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催するとともに、その結果について職員に周知徹底を図る。

(2) 虐待防止のための指針の整備

(3) 虐待を防止するための定期的な研修

(4) 措置を適切に実施するための担当者の設置

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所職員または養護者による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

衛生管理等

第20条 事業所は看護師等の清潔の保持および健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備および備品等の衛生的な管理を努めるものとする。

2 事業所は、事業所において感染症が発生し、または蔓延しないように、次に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 事業所における感染症の予防および蔓延の防止のための対策を検討する委員会を概ね半年に1回以上開催するとともにその結果について職員に周知徹底を図る。
- (2) 事業所における感染症の予防および蔓延防止のための指針を整備する。
- (3) 事業所において、職員に対し、感染症の予防および蔓延防止のための研修および訓練を定期的実施する。

業務継続計画の策定等

第21条 事業所は感染症や非常災害発生時において、利用者に対する指定訪問看護の提供を継続的に実施するため、および非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修および訓練を定期的実施するものとする。

3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。